

## 香川県認知症介護実践者等養成事業実施要綱

### 1 趣旨

- (1) この要綱は、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的として、事業の実施について必要な事項を定めるものとする。
- (2) 事業の実施については、「認知症介護実践者等養成事業の実施について（平成 18 年3月 31 日老発第 0331010 号）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331007 号）」に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 2 実施主体

4(1)の認知症介護基礎研修及び4(2)の認知症介護実践研修については、香川県（以下「県」という。）又は香川県知事（以下「知事」という。）が指定する法人（以下「指定法人」という。）がその責任の下に事業を実施するものとし、指定に関する手続等については、別に定めるものとする。

4(3)の認知症対応型サービス事業開設者研修、4(4)の認知症対応型サービス事業管理者研修及び4(5)の小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修については、県がその責任の下に事業を実施するものとする。

なお、4(1)の認知症介護基礎研修、4(2)の認知症介護実践研修、4(3)の認知症対応型サービス事業開設者研修、4(4)の認知症対応型サービス事業管理者研修及び4(5)の小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修については、県は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）、又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、県はその介護保険施設・事業者等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、4(6)の認知症介護指導者養成研修及び4(7)の認知症介護指導者フォローアップ研修については、県は、認知症介護研究・研修センター（別記のとおり。以下「センター」という。）に研修を委託して実施するものとする。

### 3 関係機関との連携

知事は、本事業の実施にあたっては、管内市町、保健福祉事務所、精神保健福祉センター、医療機関、介護保険施設・事業者等、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

## 4 事業内容

### (1) 認知症介護基礎研修

#### ① 研修対象者

介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という。）に従事する介護職員等で知事又は指定法人が適当と認めた者とする。

#### ② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

#### ③ 受講の手續等

ア 受講を希望する者は、市町の長又は所属の介護保険施設・事業者等の長を通じて知事又は指定法人に申し出るものとする。

イ 知事又は指定法人は、受講の申込みに基づき、受講者を決定し、研修生として登録する。

#### ④ 修了証書の交付等

ア 知事又は指定法人は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 知事又は指定法人は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要な事項を記載した名簿を作成し、管理する。

#### ⑤ 実施上の留意事項

ア 県又は指定法人は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受入準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

イ 研修受講者は、研修の実施に必要な経費について負担するものとする。

ウ 本事業の一部を受託して実施する介護保険施設・事業者等又は指定法人は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

### (2) 認知症介護実践研修

#### ① 本研修の種別

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者研修」及び「認知症介護実践リーダー研修」とする。

#### ② 研修対象者

##### ア 認知症介護実践者研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定の知識、技術及び経験を有する者であって、知事又は指定法人が適当と認めた者とする。

##### イ 認知症介護実践リーダー研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定以上の期間の実務経験を有し、かつ、認知症介護実践者研修の修了後一定の期間を経過している者であって、知事又は指定法人が適当と認めた者とする。

#### ③ 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

#### ④ 実習施設

介護保険施設・事業者等が有する施設等であって、知事又は指定法人が適切に研修を行うことができると認められるもの。

⑤ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、市町の長又は所属の介護保険施設・事業者等の長を通じて知事又は指定法人に申し出るものとする。

イ 知事又は指定法人は、受講の申込みに基づき、受講者を決定し、研修生として登録する。

⑥ 修了証書の交付等

ア 知事又は指定法人は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 知事又は指定法人は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

⑦ 実施上の留意事項

ア 県又は指定法人は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受入準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

イ 研修受講者は、研修の実施に必要な経費について負担するものとする。

ウ 本事業の一部を受託して実施する介護保険施設・事業者等又は指定法人は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

(3) 認知症対応型サービス事業開設者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定基準」という。）第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定基準第 90 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「指定予防基準」という。）第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定予防基準第 70 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）の代表者であって、別途定めるところにより知事が適当と認めた者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得するための研修を実施する。

③ 実習施設

指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定基準第 90 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定予防基準第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定介護予防認知症対応型共同生

活介護事業所（指定予防基準第 70 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）であって、知事が適切に研修を行うことができると認められるもの。

④ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町の長を通じて、知事に申込むものとする。

イ 知事は、受講の申込みに基づき、受講者を決定し、研修生として登録する。

⑤ 修了証書の交付等

ア 知事は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 知事は、各受講者の受講状況について、各事業所を指定する市町の長あてに、通知するものとする。

⑥ 実施上の留意事項

ア 県は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力のもとに研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 研修受講者は、研修の実施に必要な経費について負担するものとする。

ウ 本事業の一部を受託して実施する介護保険施設・事業者等は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

(4) 認知症対応型サービス事業管理者研修

① 研修対象者

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第 42 条第 1 項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第 45 条第 1 項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第 5 条第 1 項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第 8 条第 1 項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、かつ、認知症介護実践研修における実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成 12 年 10 月 25 日老計第 43 号厚生省老人保健福祉局計画課長通知に規定する基礎課程（以下「旧基礎課程」という。）を含む。）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事

業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町の長又は所属の介護保険施設・事業者等の長を通じて知事に申込むものとする。

イ 知事は、受講の申込みに基づき、受講者を決定し、研修生として登録する。

④ 修了証書の交付等

ア 知事は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 知事は、各受講者の受講状況について、各事業所を指定する市町の長あてに、通知するものとする。

⑤ 実施上の留意事項

ア 県は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

イ 研修受講者は、研修の実施に必要な経費について負担するものとする。

ウ 本事業の一部を受託して実施する介護保険施設・事業者等は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

(5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修(旧基礎課程を含む。)を修了している者であって、別途定めるところにより知事が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町の長を通じて知事に申込むものとする。

イ 知事は、受講の申込みに基づき、受講者を決定し、研修生として登録する。

④ 修了証書の交付等

ア 知事は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要

事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 知事は、各受講者の受講状況について、各事業所を指定する市町の長あてに、通知するものとする。

⑤ 実施上の留意事項

ア 県は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 研修受講者は、研修の実施に必要な経費について負担するものとする。

ウ 本事業の一部を受託して実施する介護保険施設・事業者等は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

(6) 認知症介護指導者養成研修

① 研修対象者

次のア～オのすべてを満たした者とする。

ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

イ (ア) 介護保険施設・事業所等に従事している者

(イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

(ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者

のいずれかの要件に該当する者であって相当の介護実務経験を有する者

ウ 認知症介護実践研修修了者(「痴呆介護研修事業の実施について」(平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知)により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。)又はそれと同等の能力を有すると知事が認めた者

エ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者

オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

② 事業内容

センターは、③において都道府県等から推薦を受けた者及び介護保険施設・事業者等の長から推薦を受けた者に対して実施する選抜考査の結果、研修対象者として認めた者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として研修を受講させるものとする。

また、センターは、実習の実施のため、連携施設を確保するものとする。

③ 推薦手続き

知事及び介護保険施設・事業者等の長は、(6)1の研修対象者についてセンターへ推薦するものとする。

また、介護保険施設・事業者等の長からの推薦に当たっては、県を経由することとし、知事は、当該者について(6)1ウについて確認の上、進達するものとする。なお、指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の長からの推薦に当たっては、市町を経由して、県へ進達するものとする。

④ 受講の手続等

受講の手続等については、センターが定める研修実施要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 知事及びセンター長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

⑥ 実施上の留意事項

研修受講者は、研修の実施に必要な経費について負担するものとする。

(7) 認知症介護指導者フォローアップ研修

① 研修対象者

次のア及びイの要件を全て満たす者のうち、知事が適当と認めた者とする。

ア 次のいずれかの要件に該当する者

(ア) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者

(イ) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

イ 認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経ている者

② 実施内容

研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として、③の実施施設において実施されるフォローアップ研修を受講させるものとする。

③ 実施施設

センター

④ 受講の手続等

受講の手続等については、センターが定める研修要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 知事及びセンター長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

⑥ 実施上の留意事項

ア 研修受講者は、研修の実施に必要な経費について負担するものとする。

イ 県が実施する認知症介護実践研修事業の指導者を養成するという本研修の性格を踏まえ、県は研修参加者の経費負担の軽減に努めるものとする。

(8) その他

① 4(2)の認知症介護実践者研修は厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第17号ハ及び第51号の4ハの「認知症介護に係る実践的な研修」に該当する研修である。

② 4(2)の認知症介護実践リーダー研修は大臣基準告示第17号ハ、第42号イ(2)及び第51号の4ハの「認知症介護に係る専門的な研修」に該当する研修である。

③ 4(6)は大臣基準告示第17号ハ、第42号ロ(2)及び第51号の4ハの「認知症介護の指導に係る専門的な研修」に該当する研修である。

(別記)

認知症介護研究・研修センター

区分	設置場所	事業主体
仙台	宮城県仙台市	社会福祉法人 東北福社会

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

この要綱は、平成16年8月13日から適用する。

この要綱は、平成17年5月13日から適用する。

この要綱は、平成18年12月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年1月20日から適用する。